

虹と緑 - 第二期 - News Letter

2003.7.22 準備号

発行：虹と緑・地方自治政策情報センター／虹と緑の500人リスト運動

〒700-0807 岡山市南方1-7-13 リベルテ南方2F 横田えつこ事務所

TEL 086-234-8871 FAX 086-226-3085

〒420-0839 静岡市鷹匠3-3-1 井口ビル3F 地球ハウス

TEL 054-209-5670 FAX 054-209-5671 E-mail: nijimido-ri-jimu@po4.across.or.jp

8.23-24 「虹と緑」研究集会 & 総会に集まろう

第二期「虹と緑」のスタートです。

新しい仲間と共に、岡山にお集まり下さい。（詳しいご案内は20頁）

「虹と緑」第8回 政策研究会 in 岡山

2003年8月23日（土）13:00～

岡山県国際交流センター

（JR岡山駅西口から徒歩5分）

第1テーマ…… 平和政策

松下圭一さん（法政大学名誉教授）

「都市型社会と自治体の危機管理

…自治分権の視点から」

伊波洋一さん（宜野湾市長）

第2テーマ…… 環境・エネルギー政策

和田武さん（立命館大学産業社会学部教授）

「日本のエネルギー事情と

自然エネルギー普及の現状」

—— Contents ——

- ・7.14 代表者会議の報告（2p）
- ・お役立ち情報（3-8）
6月議会一般質問から
すぐに役立つ基礎知識 費用弁償編
- ・岡山研究集会へ（9-12）
非核・平和条例を考える
全国交流集会の報告
虹と緑の本棚
「自治体は変わるか」松下圭一著
- ・ミニ政策研究集会報告
「三位一体改革」（14）
- ・「緑の政治・最新情報」（第1回）（15）
- ・市民派首長ウォッチング（16-17）
- ・各地から…Information（18-19）
- ・8.23-24岡山研究集会&総会の案内（20）

全国代表者会議の報告

7月14日東京にて、全国代表者会議を行いました。

参加：渡辺さと子、駒崎ゆき子、猪股美恵、松谷清、盛泰子、横田えつ子、
中山均、酒井一、三菊貴義、橋本久雄、栗原一郎。

委任状：北野進、中川健作、浅田正文、小川富貴、野入美津恵、福士敬子、
桂睦子、篠崎史範、増本亨。

以下は確認されたことの簡単な報告です。

会員向けページをご覧ください。

6月議会一般質問 (抄)

お役立ち情報

*紙面の都合上“大胆に”割愛
&ピックアップさせていただきました。

北海道ブロック

久保あつこ(旭川市)
市民参加推進条例制定 / 男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例制定 / DV対策関係機関連絡会議の設置 / 母子生活支援施設の増改築における市民参加とDV対応

笠原啓仁(倶知安町)
町村合併 / 国家公務員退職手当法改正と本町の対応 / 「体験型観光」における事故とその防止 / 雇用対策について

竹内隆(倶知安町)
子どもの読書活動の推進 / 健康増進法の意義と本町の課題 / 冬季雇用援護制度の存続へ向けて / 母子家庭の自立支援 / 教育基本法の改定 議案質疑: 都市公園条例による運動施設の管理条例にその施設の設置目的を規定することは、なぜいけないのか?(答弁不能になり議案は委員会付託となった)

東北ブロック

福島県
駒崎ゆき子(郡山市)
住基ネット二次稼働 / 郡山市立幼稚園の廃止問題 / 国立郡山病院後医療整備事業 / 郡山市西口再開発事業…ピクアイについて

北信越ブロック

新潟県
中山均(新潟市)
合併関係市町村の財政状況 / 「情報公開日本

一」の実現に向けた施策 / 住基ネット…物理的・運用的安全性、住基ネットの意義、運用 / 国の「安全保障」政策と市民生活

栃倉幸一(新潟市)
介護保険事業と老人保健福祉計画の課題 / 障害者サービス分野の支援費制度運営 / 附属機関などへの市民参加について

和田武(三条市)
最近の雇用情勢と緊急雇用創出特別基金事業 / 土地開発公社の現状と方向性 / 農業・農政 / 市民の快適性を高める施策と景観まちづくり条例

石川県

水口裕子(内灘町)
子育て支援…病児・病後児保育、土曜日の学童保育の時間延長 / 小学校教育…低学年の40人学級をなくし、少人数学級に、エコスクール

関東ブロック

茨城県

柏村忠士(土浦市)
第一回任意合併協議会の「事業計画」とその構成 / 市民が合併の是非を判断するうえで、行政は必要な情報を提供しているのか / 土浦市が合併をしない場合「第6次土浦市総合計画」を具体化する上でどのような問題点があるのか / 中学生の合併に関する住民投票への参加は、教育委員会の認識を問う

埼玉県

野口修(つくば市)
つくば新エネ市民電力特区構想の取組み状況 / 新エネルギーの政策と普及 / 環境白書の改定 / ISO認証取得に向けての取組み状況

片山いく子（春日部市）

「児童センター建設計画について」/市町村合併/「有事法制」 質疑:「春日部市立病院付属看護学院設置条例」改正案 入学金は還付しないことになっているが、その理由は? (質疑の中で、掛け持ち受験したケースの入学辞退者が、入学金を納めてしまわなくていいよう、入学手続きの時期を、近隣自治体の合格発表日の後にするなど、検討する要望。そうする旨の答弁を引き出しました。また、来年度、専修学校になる際の条例改正時には、還付する方向で検討するとの答弁もあり)

高柳俊哉（さいたま市）

市長の政治姿勢について…首長と議会のあるべき姿/職員参加/住民基本台帳事務とセキュリティ・個人情報保護

土井裕之（さいたま市）

地方分権時代における合意形成/岩槻市との合併協議…住民への意向確認の方法は

千葉県

吉野信次（松戸市）

支援費制度の現状と課題/小学校給食の民間委託化その後/犯罪の多発と防犯体制づくり

反対討論:住民訴訟に係る弁護士報酬の負担について 賛成討論:住民基本台帳ネットワークシステムへの接合を市民が選択できるように求める請願

東京都

清水信之（狛江市）

住基ネットへの対応/ごみ有料化にGOサインを

*「住基ネットシステムに対する狛江市の調査機関の設置に関する決議」(全会一致で採択) 賛成討論:手数料条例改定(住基カードの500円) 住基ネットとカード発行には反対だが、無料配布はもっと困る

漢人明子（小金井市）

戸籍証明の申請に本人確認を/市役所こそパート労働の改善を 反対討論:認可保育所増設及び保育室制度の存続を求める陳情書

瀬野喜代（荒川区）

反対討論:荒川区住民基本台帳ネットワークシステムの適正管理等に関する条例の一部を改正する条例

橋本久雄（小平市）

より利便性の高い広域行政を/国分寺駅前に行政サービスコーナーの設置を/国分寺市立本多図書館の利用を可能に/小川西グラウンドにサッカー用フェンスを 議案質疑:コミュニティバスの購入について

福士敬子（東京都）

議案質疑:(都議会では本会議ではなく各委員会でのみ行う)文教委員会では、議案は契約案件のみで、質疑なし。ユース・プラザのPFI契約に関して意見のみ。報告に対する質疑:心身障害教育の在り方(中間まとめ)について【国の制度改正に対応した動き】…制度を全面改正する理由、地域性推進の順序、教員の専門性の育成、副籍制度の意義、など/東京都で行う教師養成塾(仮称)設置について…人数(50人)や期間(1年)の理由、主幹制などとの関係、実習結果の扱い、など。 反対討論を申し出たが、議員運営委員会で却下。

神奈川県

森典子（逗子市）

反対討論:逗子市手数料条例の一部改正について:住基ネットのカード交付手数料500円を定める 賛成討論:児童館の設置を要望する請願:児童館という建物がほしいという要望に対し、全会派が紹介議員になり全会一致で採択。私は、建物を建てるだけでは充分ではないことを述べるために賛成討論を行った。

東海ブロック

静岡県

大塚邦子（吉田町）

静岡空港の土地強制収用…強制収用に至る手続きの中で、県知事から協力を求められた場合、国際貨物便の深夜就航、米軍機の夜間発着訓練候補地に名が挙げられている点 / 防衛庁への個人情報提供と有事法制

松谷清（静岡県）

知事部局と県議会の関係について / 静岡空港と強制収用 / 浜岡原子力発電所と8・29以降の問題 / 巴川総合治水対策事業 反対討論：空港関連農地造成請負契約について

愛知県

おかだ耕一（豊田市）

病児保育 / 病児後保育 / 幼稚園・保育園の民間移管計画について

岐阜県

小川ふき（可児市）

公共下水道…接続について住民への説明責任 / 女性職員の管理職起用について中長期計画の目標設置 / 外国人英語教師の増員と英語で行う授業の効果

関西ブロック

京都府

荒川浩司（福知山市）

公共施設前のバス停に屋根やイスの設置を / 障害のある子ども達に対する市民病院の待ち時間の改善を

大阪府

小林昌子（和泉市）

市町村合併 / 住基ネット / 性同一性障がい / 学校教育…学校全面禁煙、トイレ消臭について

兵庫県

丸尾牧（尼崎市）

学校での体罰 / 学校給食のアレルギー対策 / 違法広告物の撤去費用 / 環境自治体会議への参加

森池豊武（西宮市）

住基ネット本格稼働 / 甲子園競輪場跡地の高層マンション計画 / 西宮市の通勤手当・旅費等の執行に関する問題点

山崎眞靖（五色町）

対等合併の確保ができるか / 海岸浸蝕対策 / 管理職を一定期間毎に異動せしめよ / 大多数の生徒が塾によって「学力向上」を企む学校教育の現状をどう考えるか / 「校区自由化」に関する考え方

井奥まさき（高砂市）

面会者の記録をつけ市長のスケジュールを公開しては / 明石市、加古川市が導入している郵便を利用した入札により談合防止を / 議員要望を文書にして情報公開し「口利き」防止を / 土地開発公社の経営状況～構造改革特区は導入されたが、さらに工業公園売却努力を

中国ブロック

岡山県

横田えつこ（岡山市）

子育て支援策…ブックリスト、中高生も視野に入れた児童館の活用 / 岡山市の文化政策 - デジタルミュージアム構想 / パブリックコメントの指針 / 住基カード発行 / 選挙公報の発行

下市このみ（岡山市）

市長の政治姿勢…合併政令市、プロポーザルについて / 児童クラブ / 教育委員会の施設建設 / 紫外線の情報提供

広島県

坂史朗（大野町）

大野町の水道は大丈夫か？ / 8月から本格的に稼動する住基ネット / 合併問題に対する民意の反映の方法はどうするのか？ 議案質疑：生活安全相談員制度の創設について

山口県

河北洋子（柳井市）

子供の安全対策…シックスクール、科学物質に対する対応、公園遊具、学校遊具の安全管理 / クレオソート油の公共工事使用…同油は発ガン物質を含み、国の公共事業では使用禁止になったが市工事では / 道路整備の優先順位基準作り / 合併問題と地域づくり、コミュニティ醸成、住民自治組織、まち育て支援事業の今後

九州ブロック

福岡県

細川一代（久山町）

「地域の手による地域づくり」を実現するための具体策 / 子育て支援センターと幼児が安心して遊べる広場の設置 / 古紙のリサイクルと生ごみの堆肥化のためのコンポストと電気式生ごみ処理機の助成方法

佐賀県

盛泰子（伊万里市）

「協働」のための情報共有 / 学校の環境整備 / 住基カード 議案質疑：都市景観賞制定について、駅前駐車場の料金設定について

長崎県

岩永賢一（諫早市）

諫早駅西口の諸問題 / 健康増進法への取り組み / 長崎新幹線の短縮効果

佐賀県議の増本亨さんから、「今回、一般質問は枠がなく、できませんでした。県議会は市議会の時と運営が違うので、一般質問が毎回できない上に本会議での議案質疑というのありません……6月議会で、私は、常任委員会と特別委員会での質問にエネルギーを割いています……なかなか中身の濃い議論ができます。アンケートが今の方法だと、今回私は、最終日の討論のところだけしか、回答できなくなりますが、どうしたものでしょうか。」というメールをいただいています。

都議の福士敬子さんからも、一般質問は年1回しかできず、今回は「文書質問」(返答は9月)を行った…財源、民業圧迫懸念、柔軟な金融マニュアルの公開、上場の可能性、など…とのメールがありました。

また荒川区の瀬野喜代さんからは「荒川区議会では議員一人当たり1年1回、回答含め40分。本会議の開催日数は14日。全国平均では20.2日。高砂市議会は47日とか。驚きました。荒川区議会では議案質疑はしないことになっています！他の自治体ではいかがでしょう。」とのメールがあります。

次回からアンケートの方法を工夫したいと考えています。もっと会員相互に情報交換し問題意識を共有でき、議会活動により生かせるように(面白い答弁が引き出せた場合に、簡単に報告してもらおうとか…)。

また各議員のホームページの案内などは別途考えていきます。ご意見をください。

すぐに役立つ基礎知識

【費用弁償編】

井奥 雅樹（高砂市議）

各地で広がる異議申し立て

市民派議員を中心にして、「費用弁償」「審議会出席の報酬」への異議申し立てが広がっています。

異議申立の手段として、受け取り拒否やそれに伴う供託、NPO基金への積み立てなどの戦術については、次号にて取り上げたいと思います。今回はこうした「異議申し立て」行動の意味付けについて論点整理したいと思います。

費用弁償 = 旅費など必要経費

費用弁償とは、議会に出席するたびに報酬の他にでるお金のことです。

もともと費用弁償は必要経費ということ。議会出席に必要な交通費としての意味付けであったわけです。もし、報酬ならば「収入」とみなされ、所得税の対象となります。必要経費という実費であるために課税外となっているわけです。

ところが、実態を見るとどうでしょうか？

例えば兵庫県議会では1日1万6500円の一律支給。すなわち、県庁所在地であろうと違うところであろうと同じ額が支払われるのです。そして、初日と最終日の間の平日は、議会であろうがなかろうが支給されます。昔、鉄道で1日ばかりで県議会に通い、開会中は宿泊していた時代の遺物を引きずっているようです。

これに比べて、市町村レベルでは、兵

庫県でいえば、22市でわずかに3市のみが支給されているだけ。身近なだけに市民の厳しい目もあり、改善されてきたようです。

これらに対する考え方として、費用弁償を「必要実費を支給」という本来の目的に戻す事が適切と考えます。ましてや、市域が狭い議会では「廃止」に向かって働きかけをしていくべきです。

審議会の報酬など

費用弁償の考え方を発展させると、今度は各種審議会等の「費用弁償」「報酬」が課題となります。「費用弁償」ならば、交通費以上の額であるならば問題ですし、「報酬」であるならば「報酬の二重受け取りでは」という道義的問題が発生します。

審議会は行政内の組織であるから、出席することは議員本来の仕事であり、議員報酬の範囲で対応すべきだという考え方が成り立ちます。

これに対して、「議員は非常勤特別職員であるから、報酬の二重受け取りにならず、受け取っていい」という考えもあります。

そして、さらに考えを続けると「第三セクター」や「組合議会」に出席した場合のお金が問題となります。「行政本体と違う組織なのだから、いい」という反論もありますが、市民感覚から言って例えば「行政組織」と「広域水道事業組合」

のどちらも「行政」としか見えません。ここで「議員・行政の論理」と「市民の論理」がぶつかります。

常勤特別職職員と非常勤職員

議員だけでなく発展して考えると、首長や助役をはじめとする三役もターゲットになります。例えば助役の審議会出席、首長の組合議会出席をどう考えるかです。

下に表にまとめました。

さて、私の考え方としては、次のように考えています。

1) 費用弁償に関しては、明らかに実費以上や根拠のない支給の場合は「違法」と考えます。事実、いくつかのケースで係争事項となっています。

2) 法律上問題がなくても、政治上・道

義上問題となるケースがあると思います。

表の「？」マークが多いほど疑問が大きくなります

3) 議員は非常勤特別職だから...という論点について。

議員は「非常勤特別職」ですが、「常勤」的要素が極めて大きくなっています。私たちとしては、報酬の部分では、そうした主張をして、一定の生活給としての保障を求める。そして、市民から見て少しでも不透明な部分は削るとというのが筋ではないでしょうか。

何より、こうした「費用弁償」「報酬」はわかりにくさが目につきます。共産党をはじめ、大政党がなかなか取り上げないテーマだからこそ、市民派がふんばる分野ではないでしょうか。

あなたの自治体はどこまで進んでいますか 「？」は疑問の多い順

	非常勤特別職（議員）	常勤特別職（首長・助役など）
(1) 本議会の費用弁償 （税金なし）	交通費実費以上は違法 ????	なし
(2) 審議会の費用弁償 （税金なし）	ない場合が多し ある場合は実費以上は違法 ???	ない場合が多し ある場合は実費以上は違法 ???
審議会の報酬 （税金あり）	道義的にある程度問題 ??	道義的にある程度問題 ??
(3) 外郭団体の費用弁償 （税金なし）	実費以上は政治的問題 ?	実費以上は政治的問題 ?
外郭団体の報酬	道義的に問題 ?	道義的に問題 ?

まもろう非核「神戸方式」、広げよう全国に

「非核・平和条例を考える全国交流集会 in 神戸」

続 博治（鹿児島県隼人町議・始良伊佐ブロックセンター事務局長）

8月の岡山研究集会では平和行政を考えますが、具体的に地域から平和を作り出す試みが続けられています。その動きを報告していただきました。

地域へのこだわりから始まった「非核・平和条例」制定運動

1997年10月の米海軍第7艦隊旗艦ブルーリッジの函館入港をきっかけとして、「港湾法」に定められている「港湾管理権」に依拠した非核証明のない艦艇の入港を認めない、いわゆる「非核神戸方式」を条例化しようと、1999年10月函館から「非核・平和条例を考える全国交流集会」は始まった。2001年2月の横須賀へと引き継がれ、地域から平和を考え、非核平和条例運動の意義が確認され、2002年5月、九州でも最も米艦船の寄港が多い鹿児島へ。そして、今年2003年6月28～29日にかけて、「非核神戸方式」を生んだ神戸で開催された。

この運動は、徹底して自分たちの「生活」の場がある「地域」に根ざした運動にこだわり、「地域から平和をつくる」ことをテーマとしている。「新ガイドライン」から「周辺事態法」(1999年5月成立)そして「有事関連法」(2003年6月成立)へと、日本が「戦争できる普通の国」づくりへ向け大きく踏み出してきている中であって、これまで全国的には米艦船の寄港通告に「NO!」と主張する自治体が出てきている。地位協定第5条による一方的通告で入港を強行しようとする米軍に対し、寄港の判断は港湾管理権を持つ自治体の固有の事務という明確な主張が育ってきている。

自治体の平和力で戦争をはね返そう!

「自治体が平和に果たす役割」と題して、大津浩さん(東海大学法文学部教授)は記念講演の中で、有事法制定の背景をアメリカに見る覇権国家の一極支配に対抗する、多極共存主義をとるヨーロッパ連合(自治体連合体)とのせめぎ合いと、「経済大国」化した日本の権益を守る、つまり草の根的な「安全の専制」(安全であればすべてを捨てる - 岡本篤尚・神戸学院大学教授)が強まっていると。

このような状況の下で、自治体は平和のために一体何ができるのか? - 現在の状態を市民、NGO、自治体が国際関係に参画できる新たな世界秩序をつくり出すための「生みの苦しみ」と見るべきだと、具体的な自治体の平和外交の現状と(法的)有効性 - 有事法制下でも自治体外交を存続させるための論拠を、20世紀後半から拡大してきた自治体の国際活動、特に平和に関する自治体外交に焦点をあてての問題提起には、元気をいただいた。

・レジメからの要点抜粋

(1)自治体の平和外交

1.自治体外交

国際交流、国際協力、国際提携、「内なる国際化」施策、その他の自治体の権限を行使した活動が国際的意味を持ち、伝統的に国際間関係・外交関係と見なされてきた領域にまで一定の影響を及ぼすようになったものをいう。

国（中央政府）が積極的に推進する国際政策を促進する効果を持つ場合が「補完的自治体外交」、国の国際政策に実質的に抵触したり、これらの政策を批判する意味を持つ場合が「対抗的自治体外交」である。

2.日本の自治体の姉妹都市提携数 = 1457件・963自治体（2003年5月5日現在）

1 / 3 がアメリカ 1 / 3 が北東アジア 1 / 3 がその他

韓国、中国とも近年、近隣の北東アジア自治体の提携が増えている。

3.北東アジア地域自治体連合の概要

鳥取県国際課のHP <http://www.pref.tottori.jp/kokusai/>
事務局と予算を持っている。

5カ国（中国・日本・モンゴル・韓国・ロシア）36自治体、
2002年から北朝鮮の2つの自治体が参加（ハルビン咸鏡北道、リリ羅先市）

4.国際ネットワークづくりと越境協力が国際紛争を解決する上で

効果を発揮した事例 1996年「独・チェコ和解へ」

5.自治体国際活動の形態

1) 国際交流 2) 国際協力 3) 国際提携（ネットワークづくり）

4)（補完的 / 対抗的）自治体外交、「内なる国際化」等に発展

6.国際（交流）活動の目的

異文化交流・近隣交流と地域経済活性化が中心。しかし若干の自治体は、明確な争点追求型（環境問題、大都市問題、歴史都市保存問題、非核自治体提携、南北問題等）に変化。一部は、地方自治権の国際保障と国際ネットワークづくりそのもの。

7.国際自治体連合（IULA: International Union of Local Authorities）

1995年ハーグ IULA 世界会議 <http://www.iula.org/>

(2)自治体外交の有効性

1.「有事」「緊急事態」に国民の人権や地方自治権例外的に停止 or 制約する規定は、未だに憲法に挿入されていない。憲法が改正されていないという事実は、自治体による有事法制抵触の「違法性」阻却する根拠となる！？

2.憲法92条「地方自治の本旨」、新地方自治法2条11項（地方自治の本旨に基づく立法義務）、12項（地方自治の本旨に基づく法令解釈事務）、13項（自治事務の関する自治体の自主性・地域特性の尊重）等に基づく、自治体独自の法令解釈権が認められなければならない。

3.自治体が、自治事務権限の行使として、対抗的自治体外交を展開する場合にも、同じ論理が当てはまる。

非核自治体宣言運動から非核平和条例制定運動へ

非核宣言自治体は、全国 2600 に広がり、住民とともに地域から自治体としての非核・平和の力、実効力のある平和の仕組みを作る、自治体としての非核・平和条例の取り組みは各地で広がりを見せている。その法的有効性と実効性を自治体外交に求めることは可能なことだ。北東アジアの非核自治体の連合体を呼びかけることも可能だ。

大津さんが提起する『「武力攻撃予測事態」が発生時に、自治体に代わり対策本部長である首相が代執行した場合でも、頑固に非核証明を求め続け、実際にアメリカの核搭載艦が入港したときに、市民の平和への願いを具体化した規則・条例違反であることをマスコミや市民集会で自治体の首長自身がアピールし、世論を喚起する行動は有効である。

自治体は、「有事」を起こさないための努力が必要だ。そのためにも、戦略的にアジアの自治体と交流し、ネットワークをつくっていくこと、そこには自治体の平和創造力にかかっている。自治体平和外交の戦略づくりが重要である。』という指摘を受け、「非核・平和条例制定運動」は新たな出発点に立った。

資料 次頁参照

つづく特別報告は、北海道から函館及び道内の非核平和条例制定運動について、函館市議会への市民運動を背景とした議員提案に向けた取り組み（1999年3月からスタート）が、苫小牧、帯広、小樽へと広がり既存の組織の枠を超えたネットワーク化になってきていること、苫小牧では2002年3月に条例が全会一致で可決されたことが佐藤達雄さん（非核・平和函館市民条例を実現する会）から報告された。

また、2001年全国集会を開催した横須賀から、旧4軍港（舞鶴・横須賀・呉・佐世保）が敗戦後地方自治の息吹の中で、「旧軍港市を平和産業港湾都市に転換し、平和日本実現の理念達成に寄与する」（「旧軍港市転換法」1950年6月28日施行）『軍転法』が賛成率80%の住民投票で作られたことを今一度捉え返すことが、有事法制が成立したこの時期に必要なことだという森田洋郎さん（横須賀市職労書記長）の報告は、基地を抱えている自治体だけではない全自治体の課題である。

第3回の全国交流集会を開催した鹿児島からは、続（始良伊佐ブロック平和センター）が2002年6月開催に至る鹿児島の軍事利用の現状と錦江湾（鹿児島湾）の非核化に向けた取り組みを報告した。

今回の開催地神戸からは、「非核神戸方式」が誕生した背景と法的根拠、そして経済界や国から強まる「非核神戸方式」つぶしに対する市民や議会の動きについて、梶本修史さん（兵庫県原水協）、あわはら富夫さん（神戸市議会議員・憲法を生かす会神戸）から報告を受けた。

初日は、「ブッシュ政権が北朝鮮などへの核先制攻撃の戦略を持っている中、非核「神戸方式」は21世紀の日本の平和主義を、自治体から支え活かす力として存在し、輝いている。だからこそこれを守り、全国に広げていくこと」、そして自治体から平和

を築いていくことを確認する「集会アピール」を採択して閉じた。

有事法の発動を許さない！ 自治体を平和の砦に

翌日は、自治体の港湾管理権を押し立てた戦争非協力の運動の有効性を確認し、有事法も個別法の一つだという認識を持つことについて、新倉裕史さん（非核市民宣言運動ヨコスカ）を助言者とする「非核・平和条例の現状、理論、運動」分科会、「安全の専制」を提起する岡本篤尚さんを助言者に「有事法制と自治体」について、現場やマスコミの現状の報告を受けての分科会、さらに、元保谷市長の都丸哲也さんを助言者として、非核自治体の平和推進事業の実践と「無防備地域宣言運動」など「自治体の非核・平和行政の強化」について、岸和田市の具体的な事例報告を受けながらの分科会と、盛りだくさんの課題を抱え込む第4回の「非核・平和条例を考える全国交流集会 in 神戸」となった。

自衛隊の恒常的な派兵に道をひらく、「イラク新法」が十分な論議もないままに成立したいま、また国民保護法制の整備を含め首相の自治体統制権などが一年間凍結された状況下で、自治体を憲法と「地方自治の本旨」を踏まえて、平和の砦とすることが求められている。

「憲法に国家非常大権が書き込まれない以上は、自治体はいくらでも独自の安全保障政策をとり得ることができる」ことを大胆に主張することが必要だ。まだやること、やれることはたくさんある！

そして、この全国交流集会在がさらに広がりを持つことを願ってやまない。

「自治体は変わるか」 松下圭一著（岩波新書 1999年）

適確な社会を見通す目

この本は、「地方分権一括法」施行を前にして、自治体のあり方・今後の行方を書いたものです。松下さんの本で繰り返し述べられるのは、「農村型社会から都市型社会への移行」「官治・集権社会から自治・分権社会へ」というフレーズです。1960年代に早くもこうした分析がありました。都市住民の増大により、農村に依拠した自民党型政治と労働組合に依拠した社会党型政治の双方の没落を予測していました。それはその後の日本政治の流れを見通したものでした。

その他にも、市民参加という言葉を使った本を1971年時点で編集しているように、松下さんの目はいつも先を見えています。

自治体議員の理論バイブル

こうした適確な分析のもと、松下さんは「政策的思考」による政策立案、そして「自治体法務」による政策の「制度化」を提言しています。基礎自治体を「地方政府」としてとらえ、現在社会を「地方」「国（EUも含む）」「国際機構」という多段階に分かれた「政府の集まり」に切り取ります。その「政府間調整」の重要性を説き、「市民活動」「団体・企業」という市民活動のレベルとの対応を「情報公開」や「政策評価」で行うというのです。そして、新たな課題として「自治体財務」問題を取り上げます。厳しい財政状況に対し、予算書の作り変えなどにより、財務実態の公開を行い、「政策再編（スクラップアンドビルド）」を職員・市民の手によって行うというのです。

現在、自治体で先進的な取り組みの意義と必要性を理論的に説明していきます。

新地方自治法への前向きな評価は...

さて、現場レベルで実態を見ている私たちにとって、新地方自治法に対する松下さんの前向きな評価には少々疑問を感じます。あまりに楽観的に見えるからです。

例えば、機関委任事務の廃止によっても、現場レベルではほとんど変化はおきていません。「必置規定」を「置く事ができる」と字句を整理し、何事もなかったように以前と同じ仕事を続けている職員を私たちは見えています。その現実と松下さんの説く理念とはあまりにかけ離れています。

ここは「本来の主旨で活用すれば、こうなる」という指針を示したものと割り切って読むことが必要でしょう。

ただ、この本の後半で「回想の武蔵野市計画」として、武蔵野市での長期計画立案とまちづくりの具体的事例が示されます。きちんとした理念と方向性、実行に向かう熱意があれば、劇的な効果をもたらすことができたという実績。このことが松下さんの「前向きさ」を支えているかのように見えます。

理念なき現場と向き合う自治体議員、市民に理論の力を与えてくれる本です。

松下圭一さんの他の本として

「日本の自治・分権」「政治・行政の考え方」「市民自治の憲法理論」（岩波新書）岩波講「自治体の構想」シリーズ（共著・岩波書店）があります。（井奥）

ミニ政策研究集会報告 衆議院第二議員会館にて開催
三位一体改革 - 4兆円の地方への税源委譲はバラ色か？

7月14日に衆議院第二議員会館にて「三位一体改革」をテーマにしたミニ政策研究集会が、虹と緑関東ブロックのコーディネートで開催されました。

まず最初に、地方自治総合研究所研究員の高木健二さんより基調報告がありました。その後、総務省と財務省から職員が説明。最後に、共産党と社民党の国会議員の方から考え方の披露がありました。それぞれの報告の後には質疑応答があり、合併問題ともからめた活発な議論がされました。(くわしくは8月に発行予定の機関誌に掲載します)

三位一体改革のしくみ

そもそも三位一体改革とはなんのでしょうか。「国庫補助金」「地方交付税交付金」「税源配分のあり方」を三つ一緒に考えようということです。

現実に即して簡単に言えば、「2006年度までに国の補助金を4兆円減らし、減った分は地方に税源委譲する。」「地方交付税交付金のあり方も同時に見直す」ということです。

地方にとっては...

私たちにとって関心があるのは、「この改革によってどうなるのか」ということだと思います。しかし、方針は出たものの、具体的な作業は2004年(平成16年)度予算の査定段階にて決定されるとのこと。やりとりの中でも「現在は検討中」という返答が多くありました。

ただ、全体として「地方主体の社会づくり」というよりは「財政対策」という印象をもちました。そういう意味で「値切られる」可能性は大きいですし、事実、投資的経費に関しては「2割削減して委譲」という方針が出ています。

地方にとっては必ずしもバラ色とは限らないようです。

今後の課題

改革の課題ですが、高木さんのまとめに即して言えば、

- 1) 4兆円補助金削減の内容は？ 義務的経費(おおむね全額委譲)と投資的経費(2割削減)と方針が示されているが、どの項目があたるのか。
- 2) 税源委譲される部分は、所得税なのか、消費税なのか
- 3) 税源委譲は補助金削減とは直接つながらない。
豊かな自治体(特に東京)の一人勝ちになる可能性がある。その格差はどうするのか。
- 4) 2006年度まで毎年度行うのか。

となります。項目の中には「保育所運営費負担金」や「義務教育費国庫負担金」があります。自由度が増す反面、苦しい財政運営となる可能性も大きくなります。

今後年末に向けて、国の省庁内でも財源の綱引きが繰返されるでしょう。こうした現在の流れに対し、私たちの有効な対案形成能力が問われてくると思います。

なお、当日配布資料は、政策情報センターにあります。ご希望の方は郵送いたします。

また、経済財政諮問会議の方針は、<http://www.keizai-shimon.go.jp/> に掲載しています。(「骨太の方針2003」の6.「国と地方」の改革 部分がそうです)

シリーズ 緑の政治・最新情報 (連載第1回)

今本 秀爾 (虹と緑・政策アドバイザー@国際政治ジャーナリスト)

環境・平和・人権・草の根民主主義というテーマの下に、「世界の社会的公正の実現」をめざし、経済的グローバリゼーションの流れに対抗する市民やNGOのエンパワーメントが注目されている現在、それらを市民自らの手で議会活動を通じて訴えていこうとする緑の党(グリーンズ)の勢力も、選挙戦の勝利などを通じてますます世界中に拡大・飛躍している。

アジア太平洋地域

2001年にはインド、2001年にはスリランカ、バングラデシュ、パプアニューギニアにも緑の党が誕生した。2002年の6月にはニュージーランドで国政選挙があり、緑の党は比例区票の6%を獲得、8議席に拡大するとともに、マオリ出身の若手女性議員も当選した。

同年11月にはオーストラリア下院補選の小選挙区で緑の党の議員が新たに当選した。また2003年3月にはオーストラリアのNSW州で選挙があり、緑の党は全州で前回の倍を上回る8.15%の票を獲得、メルボルン郡の地方都市でも緑の党の市長が誕生した。

ヨーロッパ地域 - ドイツ赤・緑政権 -

2002年5月にヨーロッパ緑の連盟大会がドイツ・ベルリンで開催され、ヨーロッパ32カ国を含む世界各国から500名以上の緑の党員や関係者が集まった。その後同政権は米英のイラク攻撃への不参加と不支持を明白に表現し、選挙での公約を果たすとともに、缶ビンの預託金払い戻し(デポジット)制度やエネルギー再生法、廃棄物処理法などの改正などを次々と実現させ、環境立国への道を突き進んでいる。

ヨーロッパ地域 - 北欧・英国・他 -

2002年9月のスウェーデン総選挙では緑の党は予想に反して1議席増の17議席を獲得。中道勢力を維持した。2003年3月にはフィンランドでも総選挙があり、緑の党は3議席増の14議席を獲得。

一方で、英国では5月に全英統一地方選挙が行なわれ、イングランド地区では緑の党がトータルで前回より12議席増の53議席(26市議会)獲得と躍進。スコットランド地区でも1議席増の7議席を獲得した。

またオーストリアでも2002年11月に総選挙が行なわれ、緑の党は2議席増の16議席を獲得した。

北米地域 - 全米中間選挙 -

2002年11月の全米統一地方選挙(中間選挙)で、アメリカ緑は468名の候補者を擁立。多くの州で市議や市議員当選者を出した他、ハワイ郡議、メイン州議、ミネソタ州内のキャス・レイク市長にも当選者を出した。とりわけカリフォルニア緑の躍進は他州を圧倒しており、67名中26名が当選するなど、あらためて多民族共存地域での緑の党の支持の強さが証明された。

(つづく)

市民派首長ウォッチング：(1) 尼崎から

2003年6月 市議会レポート

20036.27

白井文ウォッチャー

市民派の首長が各地で誕生しています。市民派首長を支える市民の方に原稿を依頼したり、首長へのインタビューを企画し、そこでの苦悩や動きを伝えていきます。白井文さんを支えてきた人たちは、議会傍聴などをして市政の動きをFAX通信で伝えていきます。その通信を転載させていただきました。

人事案件・可決

山田耕三助役の任期満了に伴う後任人事は色々な意味で予想外の展開となりました。

本来は山田助役の後任人事でしたが、白井市長が昨年12月に収入役に任命した江川隆生氏を後任に推したために収入役人事も併せて実施することとなり、収入役に矢野郁子氏を選任しました。

根底にあるのは尼崎市の人材の払底で、白井市長が後任助役を託せる人材が庁内にいない事に端を発しています。そして、白井市長が収入役の任用に当たって女性にこだわり矢野氏が浮上したようです。庁内の幹部からも議会の同意が得られないとして異論が噴出したようですが白井市長が押し切った格好です。

矢野氏は女性生活部長を経て昨年退職し嘱託で市民相談に携わってきました。

議会での採否は極めて微妙で否決の公算を指摘する声が大きかったのですが、公明党が賛成に回ったため一転可決されました。

そもそも、市長の専権事項である人事はその人物に余程の瑕疵が無い限り承認するのが原則ですが、ここ最近の近隣自

治体での例を見ても流行のように新しい市長の人事案件が次々に否決されています。

今回も「12月に選任したばかりの収入役をすぐに入れ替えるとはどういうことだ」

「何も収入役人事で女性にこだわる意味はない」「矢野は市内に住んでいない」など様々な指摘があり、新政会と市民グリーン、そして二人の無所属議員が否決に回りました。

兵庫県の井戸知事のもと副知事を務める齊藤氏は県出納帳を半年努めてすぐ副知事に選任された例などもあり反対理由にはなりません、まして人事に市内要件などあるはずもなく結局は反対のための反対です、因みに矢野氏は間もなく尼崎に転居の予定です。

これで、人事は一新され白井市長誕生半年で名実共に白井カラーの特別職スタッフが勢揃いしました。マスコミ各社も好意的に受け止めています。

人事は今後「報復人事はしない」「知らない職員の人事にはまだ口を出さない」方針のために、自分のカラーを出していない局部長クラスなどは来年3月の異動まではありません、是非白井市長自身が

庁内の人材を見極めて一層白井カラーを鮮明にした人事を完成させて欲しいものです。

手数料条例・原案通り可決

手数料条例の改正は「生活福祉委員会」に、「住民基本台帳カードの発行手数料500円」部分の修正案が共産党及び市民グリーンの一部からそれぞれ提案されましたが、否決され原案通り可決されました。本会議での討論には共産党の菅村市議と市民自治酒井市議が立ち、それぞれ厳しい反対討論を行いました。

ただ白井市長にとって「住民基本台帳ネットワーク」は市議時代には行政課題とはなっておらず、様々な課題の中では習熟レベルに問題がありどうしても役人答弁に頼りがちな側面は否定できません、今後の課題の一つです。

市長就任半年を経て

本会議の一般質問と常任委員会などの質疑に対する答弁を聞いていての率直な感想ですが、案件によって自信を持って自分の言葉で答える内容と、住基ネットのように役人答弁に頼らざるを得ないものとの落差が、かなり歴然としているクライが見受けられました。また答弁書を読み上げている、白井市長の指示が行き届いている答弁書とそうでない場合が際だっているように感じました。

支持している立場からすれば「すべての質疑に自分の言葉での答弁」を期待してしまいがちですが、これは今の時期まだまだやむを得ないと考えます。

昨年の今頃、接遇講師としての道を歩

んでいた白井さんを様々な方たちで出馬要請をし8月末の出馬要請受諾そしてあの11月17日の劇的な勝利へとつながっていきました。思い起こせば「私には市長なんて務まる能力はありません」と固辞する白井さんを、「宮田さんでも出来ている」「みんなで支えるから安心して」と口説き落としたのです。

究極の財政難、数の論理でいえば圧倒的な少数与党、政治の舞台回しで言えばここ最近政権を担った経験のない与党、明確な政策ブレン不在などという大変厳しい環境の中「思い」はあっても「戦略」が十分とはお世辞にも言えないなか、なまじ圧倒的な人気があるため学習の時間もままならず、殆ど無休で半年間駆けつけてくれました。皆様の様々な思い、あるいは思いとのギャップはあるとは考えますが、6月市議会の終了を「ご苦労様」と言葉をかけてねぎらってあげてください。

息つく間もなく、これから迎える夏は、従来にもまして厳しい季節になります「経営再建プログラムのサマーレビュー」による見直し、より一層厳しさを増す財政状況の中での「平成16年度予算編成」と待った無しで成果を求められます。平坦な道はどこにも見あたりません。

7月27日……「虹と緑」九州ブロック/第2期政策研究会と総会
 と き：2003年7月27日(日)午前10時30分開場
 ところ：福岡市中央市民センター第1会議室(地下鉄・赤坂駅下車)
 参加費：1000円

- 1, 「強制される市町村合併 - 地方自治の後退は防げるのか」
 講師・河原晶子(鹿児島 志学館大学文学部助教授)
- 2, 「地方財政の行方 - 三位一体改革で問われる地方自治体の財源保障と税源移譲 - 」
 講師・徳田康光(鹿児島県奄美大島 龍郷町企画財政課補佐)

三位一体改革で大幅に削減される補助金・地方交付税、不透明な税源移譲、20兆円の合併特例債というニンジンをつら下げて強制される市町村合併。九州ブロック第2期最初の政策研究会は、市町村合併と地方自治、地方財政をテーマに開催します。

九州各地からのご参加をお待ちしております。

【「虹と緑」九州ブロック総会】

午後3時30分 政策研究会に引き続き、開催します。

〒860-0855 熊本市北千反畑町1-9 古荘ビル3F くまもと市民センター
 TEL (096) 345-5904 fax (096) 343-2421
 e-mail fwga7332@mb.infoweb.ne.jp

8月2日……「私たちが」担う街の政治……市民派首長と共に……

市民派首長運動交流会 2

高石市では先の合併の住民投票で圧倒的多数で合併反対の住民意思が示され、同時に行われた統一地方選挙でも合併に反対する市民派市長と、市民派議員が当選しました。「小さな自治体」の道が踏み出されたのですが、議会との関係、市民との関係など、首長を抱くがゆえの新しい大きな課題が立ちふさがっているようです。

先に尼崎の白井市長の誕生を契機に開いたこの交流会、次回をお約束していたのですが、高石市の新しい挑戦へのエールの意味も込めて、第2回を高石市で開催したいと思います。

と き：8月2日(土)午後1時～7時
 ところ：大阪府高石市 アプラ高石3階小ホール(南海本線高石駅前 TEL 072-267-0018)

プログラム

セッション<1> 1:30～3:30

公開シンポジウム「首長、議会、市民、その望ましい関係」

出席要請中の方々

長野県(田中県知事の支援者) 国立市(重松朋広 国立市議) 中野区(佐藤ひろ子 中野区議)

徳島県(村上 稔 徳島市議) 高石市(木戸、松尾、綿野、平田、各市議)

尼崎市(酒井、丸尾、各市議) 広島市(秋葉市長の支援者)

3:30 ~ 4:30

高石市の坂口市長、尼崎市の白井市長をご招待してあります。
ご両人が参加できればここで対談していただきます。

セッション② 4:30 ~ 7:00 「運動交流会」

公開討論では果たせない、より深い、実戦に即した情報交換、運動交流を！

企画：主催 虹と緑関西ブロック

事務局 〒660-0892 尼崎市東難波町4-7-4 酒井 一事務所

TEL 06-6481-3930 FAX 06-6481-3984 e-メール shimin@osk3.3web.ne.jp

8月4日…… 都道府県 - 市町村関係についての研究会

都道府県議会の位置付けについては、虹と緑の中ではまだ十分に定まっていません。

というわけで既に県議会議員活動をはじめてきた人、これから始める人、そして基礎自治体から見える都道府県、こんな問題意識でとりあえず以下の学習会を企画しました。

と き：8月4日(月)13:30 ~ 17:00

ところ：静岡県議会会議室

13:30 ~ 参加者の自己紹介と問題意識

14:00 ~ 大阪府での「地方自治研究会 大都市圏にふさわしい地方自治制度のあり方」
(代表 成田頼明) についての紹介と解説 山中きよこ(前大阪府議)

15:00 ~ 静岡県知事の提唱する内政制度改革についての紹介と解説

稲津成孝(静岡県企画部企画総室政策調整監)

16:00 ~ 17:00 参加者による討論とプロジェクトの発足について

主 催：静岡県議会会派・市民の風(無所属一人会派)、政策ネット・虹と緑・静岡県

参加費：議員1000円、市民500円

8月4日…… 虹と緑 関東ブロックの総会

と き：8月4日(月) 午後6時~9時ごろ

ところ：中野、勤労福祉会館(JR中野駅、南口徒歩5分 03-3380-6941)

当日の連絡は090-4367-5452(佐藤)か090-1849-9305(橋本)まで

8月7日…… 「住民主体の町づくり」をめざして 新藤宗幸 講演 & 松元ヒロ ライブ

と き 8月7日(木)18時~ ところ 岡山県佐伯町学び館『サエスタ』

入場無料(カンパをお願いします)

松元ヒロさん ライブ(コント)

新藤宗幸さん 講演「豊かな地域づくりと住民の選択 - その視点と課題 - 」

主 催 東備女性議員ネットワーク・佐伯町有志

共 催 虹と緑中国ブロック

後 援 佐伯町・和気町・吉永町・岡山県東備地方振興局

連絡先：安藤 勝介(0869-88-0043) 大岩 春美(0869-88-0634)

「虹と緑」第8回 政策研究会 in 岡山

と き 2003年8月23日(土) 13:00 ~

ところ 岡山県国際交流センター(JR岡山駅西口から徒歩5分)

第1テーマ…… 平和政策(13:20 ~)

講師: 松下圭一さん(法政大学名誉教授)

「都市型社会と自治体の危機管理…自治分権の視点から」

講師: 伊波洋一さん(宜野湾市長)

第2テーマ…… 環境・エネルギー政策(16:30 ~ 19:00)

講師: 和田武さん(立命館大学産業社会学部教授)

「日本のエネルギー事情と自然エネルギー普及の現状」

報告: 広本悦子さん(岡山: NPO法人 おかやまエネルギーの未来を考える会)

太陽光発電について

報告: 村田民雄さん(福山: NPO法人 E&G 研究所)

バイオマスについて

「虹と緑」総会
8月24日(日) 午前9時~
同所にて

参加費

議員会員 3,000円

市民会員 2,000円

一般市民参加 テーマ事に1,000円

*申し込みは下記へ

虹と緑・地方自治政策情報センター

〒700-0807 岡山市南方 1-7-13 リベルテ南方 2F 横田えつこ事務所

TEL 086-234-8871 FAX 086-226-3085

〒420-0839 静岡市鷹匠 3-3-1 井口ビル 3F 地球ハウス

TEL 054-209-5670 FAX 054-209-5671

E-mail: nijimidori-jimu@po4.across.or.jp

